

石垣漁港フィッシャリーナ施設使用許可条件

(漁港施設使用の届出)

1. 漁港施設届は、届出人、船所有者、誓約書がすべて同一人物であること。

※使用する船舶は、船舶リース会社からリース契約された船舶の使用は認められますが、原則として個人間での契約は認められません。

(施設使用条件)

1. 出入港の際は、周辺漁港、港湾利用者に迷惑にならないよう配慮すること。
敷地内での車両運転は徐行運転で行うこと。
2. 当施設の使用にあたっては、使用上の安全及び第3者への損害を与えることがないよう使用者自らあるいは管理者の指示により十分な安全措置を講じること。
3. 使用施設を損傷したときは、直ちに石垣市農林水産商工部水産課へ報告し、その指示によりこれを復旧すること。
4. 使用の度に使用施設を清掃し、他の利用者への迷惑となる行為は認めない。
5. 使用終了後は、損傷箇所の有無について、石垣市の確認を受ける。
6. 次の各号の一に該当するときは、使用を取消し、又は停止し、もしくは届出受理内容を変更し、その他必要な措置を命ずることがある。
 - (1) 本漁港施設使用に当たっての留意事項(許可条件)に違反したとき。
 - (2) 使用届書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 施設使用料の納付を2ヶ月間滞納したとき。
 - (4) 係留岸壁を専用使用する行為があったとき。
 - (5) 漁港の工事の施工又は漁港の維持管理のため市が必要と認めたとき。
 - (6) 使用許可による生ずる権利を、他人に譲渡、担保に供し、又は転貸したとき。
7. 前項の処分による損害については、賠償の責めは負わない。
8. 使用料(係留・駐艇)については、利用月分を前月までに前納すること。
9. 荒天時(台風)等の際には、使用者の責任において係留設備のみを使用して災害防止に努めるとともに、必要に応じて事前に他港への避難先を確保すること。また、災害(台風)等による船舶への賠償の責めは負わない。
10. 船体及び所有物は常に自己の責任において適正に管理してください。
11. 施設使用者の車両において、機材等の積下ろし及び積込み等以外は、停車できません。必ず確保した駐車場に駐車すること。また、施設使用者以外の車両等の駐車場は、各自で必ず確保し漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。
※施設内は駐車禁止です。
13. 法令の遵守、使用者は、漁港漁場整備法、石垣市漁港管理条例、石垣市漁港管理条例施行規則その他関係法令を遵守しなければならない。
14. 電気水道設備は必ず事前の申請すること。使用料は使用前、使用後の両計器の数量で翌月の精算とします。電気水道使用書に使用者ご自身で記入後、水産課に月初め5日までに提出してください。使用期間終了後は必ず鍵を返却ください。

※無断使用が確認された場合、施設使用の取り消し又は停止を命ずることがあります。

(電気・水道使用料金目安)

給電施設使用料 : 150円/kWh ※小数点第2位を切り上げ精算とする。

電 気 料 金 : 27~30円/kWh ※小数点第2位を切り上げ精算とする。

給水施設使用料 : 30円/m³ ※小数点第2位を切り上げ精算とする。

水 道 料 金 : 460円/m³ ※小数点第2位を切り上げ精算とする。

※施設使用者は、上記使用許可条件(使用ルール)を守り、適正な使用を心がけて下さい。

石垣市 農林水産商工部 水産課(連絡先82-1529)